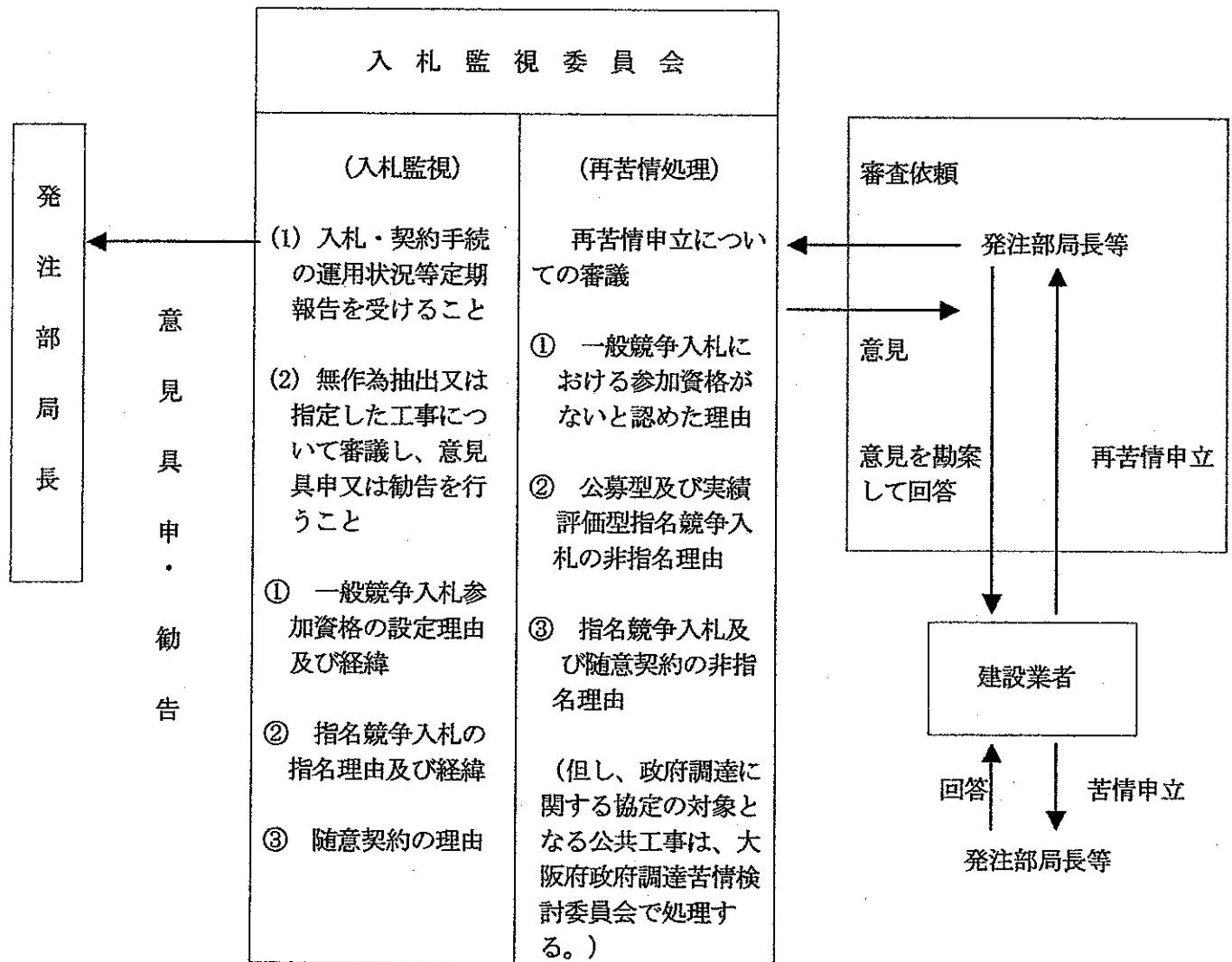


入札監視委員会（仮称）の概要

(1) 入札監視委員会の目的

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の趣旨を踏まえ、第三者の公平中立な立場から入札、契約の過程及び内容について審査し、不当な圧力と不正行為を排除し、入札及び契約事務の公正な執行を図る。

(2) 入札監視委員会の事務（委員会のシステム、権限等）



(3) 意見の具申又は勧告の公表

委員会が発注部局の長に対し、意見の具申又は是正の勧告を行った場合は、公表する。

(4) 委員会の委員

委員会は、公正中立の立場で客観的に入札及び契約についての審査、その他の事務を適切に行うことができる弁護士、大学教授、警察OB等、学識経験者等の第三者から、5名以内で知事が委嘱する。

(5) 委員会の事務局

建築都市部建築振興課内に委員会事務局を設置する。

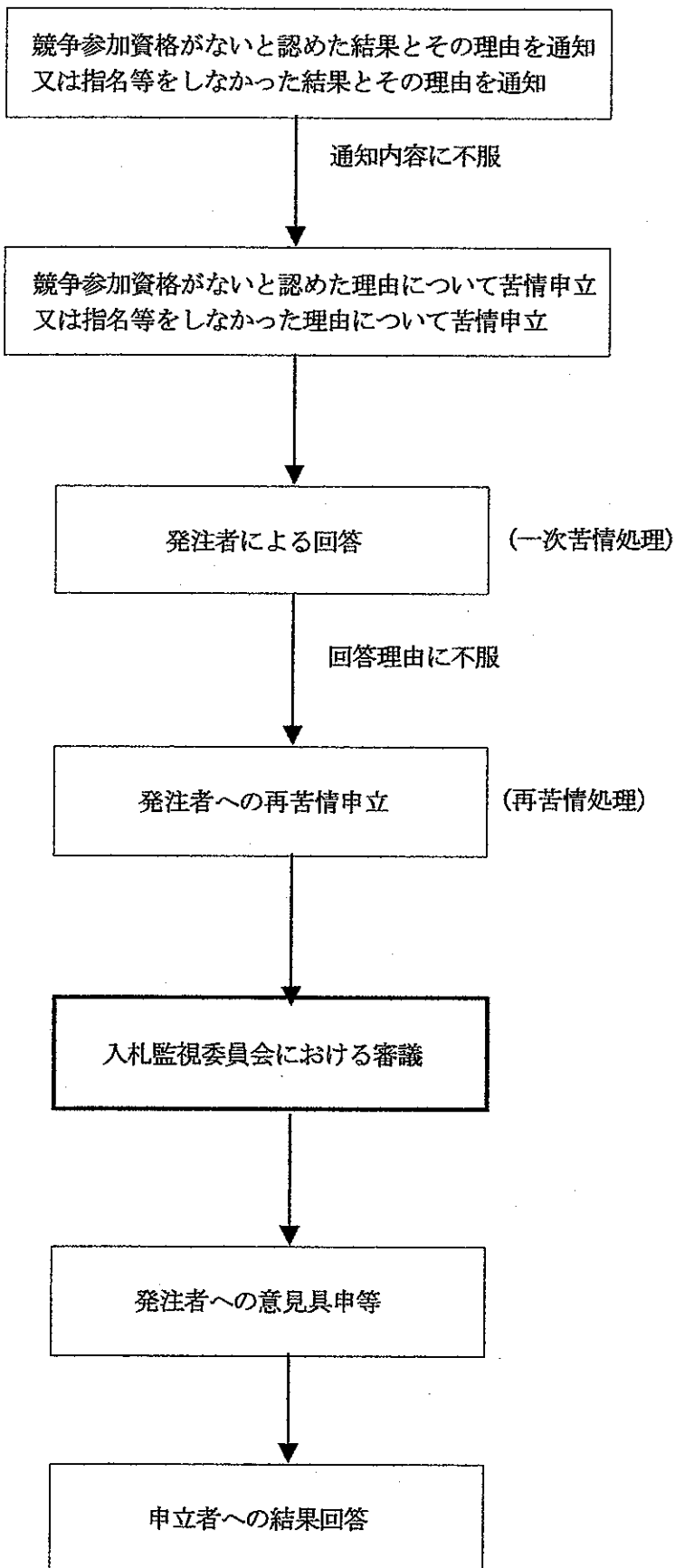
(6) 委員会設置の時期

11月1日予定

公共工事における苦情処理システム

【一般競争入札・指名競争入札方式の場合】

(一般競争入札〔国際競争入札を除く〕)
(公募型・工事希望型・通常型／随意契約)



【国際競争入札方式の場合】

